

岩手県告示第 662 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成 19 年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成 19 年 9 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
釜石市	釜石市甲子町第 4 地割の一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町西根裏小路、白糸、六軒丁
一戸町	二戸郡一戸町西法寺字平田沢、諏訪野

2 調査期間 平成 19 年 8 月 31 日から平成 20 年 3 月 31 日まで